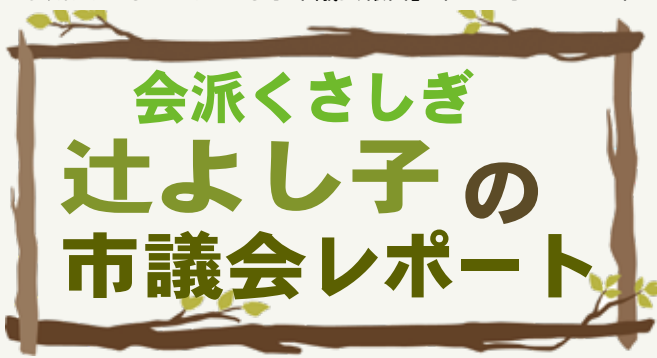




無所属 一人会派
HP「辻よし子と歩む会」で検索



☎ 197-0802
あきる野市草花 3012-20
T&F : 042-559-6941
携帯 : 090-9386-1275
e-mail : kusasigi@nifty.com

小さな声に耳をすまし、大きな力にひるまず！

12月議会
一般質問 その1

学校におけるジェンダー平等

日本社会は、意思決定の場に女性があまりにも少な過ぎるのではないのでしょうか。自治体の首長や議員はもとより、部課長や様々な審議会・委員会、地域組織等、いずれも「長」と名の付く役職はほとんどが男性です。この状況は、学校においても変わりありません。日本はOECD*の中で突出して女性校長の割合が少なく、あきる野市はさらに全国平均よりも低いことが分かりました。特に中学校6校においては、校長、副校長の他、学校運営の要となる生活指導主任、教務主任にも女性が一人もいないことが明らかになりました。

現在の指導担当部長は校長経験もある、数少ない女性部長であることから、「学校で責任ある役職に女性を増やすためには何が必要だと思いか」と質問しました。答弁では次のような課題が示されました。

* 普通の教員よりもさらに勤務時間が長くなって
いる管理職の業務量を見直すこと。

* 学校運営の要となる役職について、男性管理職が
家事を担っている女性の登用をためらわないこと。

* 女性の教員も家庭を理由に職務の範囲を狭めず
に、積極的に学校運営に参画すること。

* 家庭における男性の育休や家事分担を見直すこと。

また、「管理職にしたいと思う資質・能力のある教員は、性別を問わずたくさんいる。安定した学校経営のために、そうした人材を計画的に育成していくよう、毎月の校長会でも指導している」という力強い答弁がありました。このような考えをもった女性リーダーがもっともって増えて欲しいものです。(次頁に続く)

* 先進諸国の意見・情報交換の場。38カ国が加盟。

12月議会
ポイント

- 学校におけるジェンダー平等 (1-2頁)
- 生物多様性保全の新たな取組を (2頁)
- 都市計画マスタープラン改定～都道計画に疑問～ (2頁)
- 個人情報保護の後退につながる法改正に反対 (3頁)
- 議員の期末手当引上げに反対 (3頁)
- 公務員の定年延長に伴い、適切な職員配置を (4頁)
- 指定管理者制度のあり方の見直しを (4頁)

賛否の分かれた主な議案 (12月定例会議)

(○：賛成、×：反対)	くさしぎ (辻1人)	自民党 志清会 (議長を除く10人)	公明党 (3人)	共産党 (3人)	未来 (2人)	リメンバー (1人)	結果
個人情報保護条例の全面改正 (3頁)	×	○	○	×	○	×	可決
議員の期末手当の引上げ (3頁)	×	○	○	×	×	×	可決
秋川体育館・公民館の指定管理者の指定 (4頁)	×	○	○	○	○	○	可決

今回の質問で取り上げた中学校の名簿については、ようやく来年度から男女別名簿を廃止し、男女混合名簿にすることになりました。

実は20年程前、市内の中学校で2年間だけ混合名簿を使っていた時期があります。当時、男女共同参画社会を推進するため、混合名簿へ切り替える動きが広がったものの、その直後にジェンダー平等に批判的な立場から横やりが入り、都の教育委員会はわずか2年で方針を転換し、混合名簿の廃止を求める通知まで出しまし

12月議会 一般質問 その2

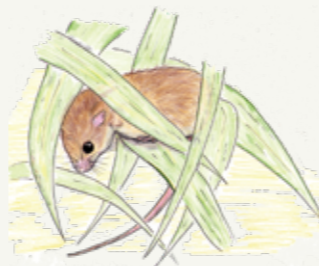
生物多様性保全の新たな取組を

あきる野市では他市に先駆けて生物多様性保全の地域戦略と条例を策定しました。また、専門職である森林レンジャーが活躍すると共に、自然環境調査部会等、市民による生物調査や保全活動も地道に続けられています。

しかし、残念ながら生物多様性に関する市民の理解が広がっているとは言えず、保全活動の担い手の世代交代も進んでいません。そこで、子どもから大人まで気軽に楽しく参加できる生物調査等を通して生物多様性の理解を深めるこ

と。そこには旧統一教会が関係していたことがメディアでも報じられています。あきる野市の中学校では、それ以来今日まで、男女別名簿が使い続けられていたというわけです。

男女別名簿は、男子が先で女子が後という無意識の思い込みを助長するだけでなく、性的少数者の子どもたちに辛い思いをさせる場合もあります。単に名簿を変えるだけではなく、その意味について、改めて考えることが重要ではないでしょうか。



とや、保全活動の担い手を養成するための連続講座の開催を提案しました。担い手の養成については市としても必要性を認識しているので、今後、関係機関と協議し、検討していくとの前向きな答弁がありました。

提案に先立ち、あきる野市内に生息する希少生物がどれだけ減少しているか、その一例として、これまで平井川でおこなってきた生物調査の結果をグラフで紹介しました。

次期基本計画の 意見聴取

都市計画マスタープラン改定 ～都道計画に疑問～

12月議会には、8種類の行政計画案が提示されました。そのひとつが都市計画マスタープランです。来年度からの20年間にどのような都市整備を進めていくのか、基本的な方針を示した計画です。

改定案については様々な意見を市に伝えましたが、そのひとつが都市計画道路についてです。計画を立てた当時と今とでは社会状況が大きく変化しています。計画ありきではなく、環境や財政の観点から、本当に必要な道路なのか改めて見直すべきだと思います。多摩橋を起点にした東西道路（秋3・3・4号森山平沢線と秋3・4・5号平沢平井線）もその1つです。東京都は優先整備路線に位置づけていますが、この路線の整備には平井川に新たな橋を架ける必要があ

り、わずか1キロの区間に4本目の橋となります。橋の建設と維持管理には莫大な経費が掛かる一方、現在、全国的に既存の橋の点検・補修が、財政難と人材不足で滞っていることが大きな問題になっています。

小金井市の都市計画マスタープランでは、都が優先整備路線に位置づけている都道についても、「見直すべきものは見直す」と明記していることを紹介し、あきる野市においても自治体としての必要性の検討を求めました。

なお、都市計画マスタープランの意見募集にあたっては、昨年12月下旬にあきる野ルピアでパネル展示がおこなわれました。あきる野市としては初めての試みです。今後もぜひ、こうした取組を増やして欲しいと思います。

個人情報保護条例 の全面改正

個人情報保護の後退につながる法改正に反対

みなさんが市に提供している個人情報には、氏名、住所、家族構成、婚姻歴、資産、収入、納税状況、健康状態や病歴、学業成績、公的扶助の利用状況など、実に様々なものがあります。これらの個人情報の扱いが、国の法改正に伴い、新年度から大きく変わります。

政府のねらいは、経済活動において個人情報をもっと活用しやすくすることです。もともと各自治体が独自のルール（条例）で個人情報の保護に努めてきましたが、ルールがバラバラでは利用しづらいという理由で、国のルールに一本化されることになりました。専門家からは、地方のことは地方で決めるという地方自治の理念に反し、個人情報保護の後退につながるという強い批判がされましたが、結局、押し切られました。

今後、懸念されることのひとつが「目的外利用」です。私たちが市に個人情報を提供するときには、利用目的に同意して提供しています。ところが、当初説明してい



た目的とは異なることに利用される場合があり、それを「目的外利用」と言います。「目的外利用」については、その必要性や妥当性を慎重に判断しなければならず、市ではこれまで、弁護士や税理士、公募市民等によって構成される審議会に諮問し、その結果を踏まえて是非の判断をしてきました。ところが国は、今後、審議会に諮問することを一切認めないという方針を打ち出しました。それを受けてあきる野市では、今回の条例改正において審議会を廃止してしまいました。他の自治体の中には、事前の諮問は無理でも事後の検証をおこなうために、審議会等の組織を残したところもあるだけに、たいへん残念です。

個人情報保護条例については、今年の6月議会の一般質問で取り上げ、審議会を残すことも含めていくつかの提案をしました。提案のうち、条例名を単なる施行条例にしてしまうのではなく現行の条例名を残すことと、個人情報の権利は本人にあるという自己情報コントロール権の理念を盛り込むことについては、今回の条例改正に反映されました。しかし、個人情報保護の後退は免れないため、改正条例には反対しました。

議員の期末手当を 引き上げる条例改正

議員の期末手当引上げに反対

毎年12月議会では、議員をはじめとする公務員のボーナスの見直しがおこなわれます。コロナ禍で2年間、引下げが続きましたが、今回は0.1月の引上げが示されました。

あきる野市では議員の期末手当を職員に合わせて上げ下げしていますが、多摩26市においては固定したままの自治体もあります。そもそも非常勤の特別職で期末手当をもらっているのは議員だけであり、その上、部長職と同じように20%加算がされています（毎月の報酬額を1.2倍した額に、期末手当の月数を掛けて計算する）。

また、「職員との均衡を図るため」という理由

になっていますが、今回の職員のボーナスの引上げは、期末手当ではなく勤勉手当の引上げです。議員には勤勉手当はありません。議員の報酬自体を上げ下げする場合には、市民を含む外部の審議会に諮られますが、あきる野市の場合は、期末手当は審議の対象から外されています。

このような疑問に加え、現在、コロナと物価高騰で市民の暮らしがますます厳しくなっている中、議員の期末手当を上げるべきではないと考え、反対しました。なお、引上げ分についてはこれまで通り受け取りを拒否し、法務局に供託します。

公務員の定年延長に伴う条例改正

公務員の定年延長に伴い、適切な職員配置を

国の法改正に基づき、市職員の定年が再来年度から段階的に65歳まで延長されることになりました。61歳を過ぎると給料が7割に減額されますが、退職金は減額される前の給料で計算されます（ピーク時特例）。また、部課長は係長以下に降格となりますが（役職定年）、給料は降格前の7割で計算されます。これらは国の制度設計によるもので、市にはほとんど裁量はありません。

市の業務は複雑・多様化する一方でありながら、

2～3年毎に部署を異動することが多く、知識や経験が追いつかずに苦労している職員が少なくなっているように感じます。そこで、特に複雑な制度の理解や経験知が求められる部署には、役職定年になった職員をアドバイザーとして安定的に配置してはどうかと提案しました。定年延長制度が本人にとっても組織にとっても有益に働くよう、計画的な職員配置をしていただきたいと思います。

体育館・公民館の指定管理者の指定

指定管理者制度のあり方の見直しを

指定管理者制度とは、端的に言えば公設民営。公共施設の管理・運営を民間に委ねることです。一般の委託事業との主な違いは、契約期間が5年程度と長いことや、民間の自由裁量が大きいことです。ビジネス感覚で利用料を取ってサービスを提供することができます。現在、あきる野市が指定管理者制度を導入しているのは、秋川体育館・公民館*、五日市ファインプラザ、市民プール、ルピア、キララホール、秋川ファーマーズセンターなど12施設です。このうち4施設について来年度から新たな契約期間に入ることから、議会で審議され、すべて現在の指定管理者の継続が可決されました。（*公民館については施設管理だけを委託）

私が秋川体育館・公民館の指定管理者の指定に反対したのは、現在の指定管理者の市民サービスに問題があるからというわけではありません。次期の指定管理料が約1億円、1.4倍近く引き上げられることに疑問を感じ、いろいろ調べていく中で、これまでの指定管理のあり方にいくつかの問

題があることが分かったからです。

ひとつは、過去の指定管理料の設定に無理があり、計画では正規職員が担うはずの業務を、指定管理者の判断で非正規職員に替えて人件費を削っていました。また、本来は市が責任をもって指定管理料に加算すべき必要経費を、指定管理者の自助努力として10年近くなおざりにしてきました。言わば、これらのツケが来年度からの急激な指定管理料の引上げにつながったということです。

特に今回は公募がされず、継続を前提にした選定であり、そのタイミングで指定管理者から引上げの提案があったことにも疑問を感じました。

指定管理は2003年に地方自治法に位置づけられた制度です。管理経費や事業コストの縮減には一定の成果があったかもしれませんが、職員の専門性が低下し、職員が市民と直接関わる機会も減りました。これまでの指定管理の内容を精査すると共に、指定管理者制度の功罪についても、改めて整理する必要があるように思います。



会派「くさしぎ」は、「草の根市議」から取った名前です。政党や大きな組織に属さず、市民の横のつながりを大切に、草の根民主主義を目指して活動しています。

現在は、辻よし子だけの一人会派です。

*クサシギは水辺の野鳥です→



辻よし子プロフィール：1960年生まれ。小学校教員を経て、ボランティアとしてタイの農村教育に関わる。1995年よりあきる野市に暮らす。「川原で遊ぼう会」を中心に市内の環境保全活動に取り組む。3.11以後、脱原発の市民活動を始める。2015年10月の補欠選挙で初当選。現在8年目。常任委員会は環境建設委員会。広報広聴委員会委員長。夫、次男、ネコ1匹と草花に暮らす。



HPをご覧ください！